

山形市立第一小学校 いじめ防止基本方針〔概要版〕

【第一小学校のいじめに対する基本認識】

いじめの定義：「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
(いじめ防止対策推進法第2条1項)

第一小学校では、一人一人の子どもを大事にし、
いじめの **未然防止・早期発見・早期対応・組織的対応** に全力で取り組みます。

そのために

未然防止

学校・家庭・地域と連携した取組

- ◇ 道徳や学級活動で命を大切にすることを学び、一人一人の存在の大切さを学び、「いじめは人間として絶対に許されない」という意識と心の強さを育てます。
- ◇ 一人一人のちがいを大事にした、分かりやすい授業を進めます。
- ◇ 望ましい暮らし方について、児童が主体的に考え、実行できるように、自己指導力を育てます。
- ◇ 他者の気持ちを思いやる心や、人とコミュニケーションでできる力を育てます。
- ◇ 保護者と協力しながら情報モラル教育を進めます。
- ◇ 学校・家庭・地域がいじめの問題について話し合う機会を設け、協力しながら対策を進めます。

早期発見

いじめに気づき、見逃さない工夫

- ◇ 児童との温かい人間関係づくりや保護者との信頼関係づくりを通して、いじめを相談しやすくします。
- ◇ 日頃から、児童が示す小さなサインを見逃さないよう情報交換と情報共有を行い、いじめを積極的に認知します。
- ◇ 「子どもを語る会」、「Q-Uアンケート」（年2回）、「いじめ発見調査アンケート」とそれを受けての個別面談（年2回）を丁寧に行います。
- ◇ 児童及びその保護者がいじめについて相談できる体制を整備し、教育相談員および教職員による子ども相談室「ほっとなルーム」の利用と保護者教育相談日「ハートルームの日」について周知します。また、相談箱「ハートTOハート」を設置します。

早期対応

徹底した組織的対応

- ◇ いじめの相談があった場合は寄り添って話を聞きます。また、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を守ります。
- ◇ 重大な被害が生じるおそれがあるときは、外部専門家の協力を得ます。
- ◇ いじめた児童には、学校とその保護者が協力し、教育的配慮を心がけながら指導を行います。
- ◇ いじめが解消している状態に至っても、関係する児童について、日常的に注意深く見守ります。
- ◇ 毎月、いじめの状況を山形市教育委員会に報告し、適宜助言をもらい、指導に生かします。

【重大事態への対処】

※ 重大事態と考えられる場合は、山形市教育委員会の指示のもと外部機関と連携し、丁寧に調査を行い、再発防止に努めます。

重大事態とは：「いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」「いじめにより児童等が相当の期間（年間30日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」

(いじめ防止対策推進法第28条1項)

【地域や家庭との連携】

奨学会総会や学級懇談会、学校だよりなどで、いじめ防止の基本方針や取組、学校評価の結果についてお知らせし、いじめ問題の重要性の認識を広め、家庭や地域との連携と協力を図ります。

【お問い合わせ】

山形市立第一小学校
学級担任・教育相談担当
(023) 622-0651